市民協働インフォメーションルーム情報機器等貸出基準

（趣旨）

第１条　この基準は、協働政策課が管理する情報機器等を市内で活動する市民活動団体へ貸出すにあたり必要な事項を定めるものとする。

（情報機器等の借用申請）

第２条　情報機器等の借用申請を行なうことができる市民活動団体は、市民協働インフォメーションルーム及び男女共同参画センターへ登録されている市民活動団体（以下、「登録団体」という）とする。ただし、協働政策課長が特に認めるときは、この限りではない。

２　情報機器等の借用申請をしようとする登録団体は、市民協働インフォメーションルーム情報機器等借用申請書（別記第１号様式）により、協働政策課長の承認を受けなければならない。

３　前項の申請は、借用する日の３か月前より行うことができる。この場合において、借用期間は必要最小な期間とし、かつ１週間以内とする。

（情報機器等の貸出）

第３条　前条第２項の規定に基づく情報機器等の借用申請の提出があったときは、協働政策課長はその内容を審査し、当該情報機器等の貸出を承認したときは、市民協働インフォメーションルーム情報機器等貸出決定通知書（別記第２号様式）により通知し、貸出を承認しないときは、市民協働インフォメーションルーム情報機器等貸出不承認通知書（別記第３号様式）により通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、協働政策課長が必要と認めるときは、申請の取消しをすることができる。

（情報機器等の使用及び保管等）

第４条　情報機器等を貸し出すときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（１）　情報機器等を返却するときは、貸出時の状態に復元すること。

（２）　情報機器等の保管及び管理については、必要な注意を払うこと。

（３）　情報機器等を転貸しないこと。

（４）　情報機器等を本来の使用目的以外の目的に使用しないこと。

（５）　情報機器等を紛失又は損傷したときは、原則として修理に要する費用又は同等品の購入に要する費用を負担すること。

（損害賠償の免責）

第５条　協働政策課は、情報機器等の誤った使用により生じた事故等に関し、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第６条　この基準に定めるもののほか、必要な事項は、協働政策課長が定める。

附　則

　この基準の運用は、平成２０年８月１日から実施する。

　この基準の運用は、平成２４年４月１日から実施する。

　この基準の運用は、平成２８年４月１日から実施する。

　この基準の運用は、平成３１年４月１日から実施する。

市民協働インフォメーションルーム情報機器等借用申請書

　 年 　 月　　日

協働政策課長　あて

 　　　団　体　名

 　　　住所

 　　　代表者氏名

 　　　申請者氏名

 　　　電話番号

　市民協働インフォメーションルームの情報機器等を以下のとおり借用したいので申請します。なお、借用にあたっては、「市民協働インフォメーションルーム情報機器等貸出基準」を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出を希望する情報機器等 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用場所 |  |
| 使用期間 | 　　年　　月　　日（　　）～　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日（　　） |
| 備考 |  |